

副本

令和6年(ワ)第134号 自衛隊名簿提供違憲訴訟

原告

被告 奈良市 ほか1名

被告奈良市第1準備書面

令和6年9月30日

奈良地方裁判所民事部合議1係 御中

被告奈良市訴訟代理人

山形 康良 代

和田 健 代

若林 直樹 代

小野 夏海 代

被告奈良市指定代理人

西脇 伸幸 代

酒井 悠至 代

降旗 沙哉佳 代

河野 大樹 代

岸野 友子 代

前田 真一 代

佐竹 信 哉 

## (目次)

第1	事案の概要等	4
1	事案の概要	4
2	被告奈良市の主張の要旨	4
第2	本件の事実経過	5
1	令和3年度までの被告奈良市による奈良地本に対する自衛官等募集のための個人4情報の提供方法	5
2	令和2年12月18日付け閣議決定	5
3	令和3年2月5日付け防衛省人事教育局人材育成課長及び総務省自治行政局住民制度課長による通知(甲第3号証)	5
4	奈良地本による被告奈良市に対する募集対象者に係る個人4情報の提出依頼(令和4年12月8日、甲第4号証)	6
5	本件覚書の締結(令和5年1月30日、甲第7号証)	6
6	本件提供行為	7
第3	被告奈良市の主張	7
1	国賠法1条1項所定の違法性の判断枠組み	7
2	本件覚書締結行為及び本件提供行為が国賠法1条1項の適用上違法とはいえないこと	9
3	被告奈良市は、住基法11条1項を直接の根拠として本件覚書締結行為及び本件提供行為を行ったものではないこと	11
4	結論	13
第4	原告の求釈明に対する回答	13
1	原告第1準備書面について	13
2	原告第2準備書面について	14

被告奈良市は、本準備書面において、事案の概要等及び本件の事実経過（後記第1及び第2）について述べた上で、被告奈良市の主張を明らかにする（後記第3）。また、令和6年8月2日付け原告第1準備書面（以下「原告第1準備書面」という。）及び同日付け原告準備書面（2）（以下「原告第2準備書面」という。）の各求釈明事項につき、必要と認める限度で回答する（後記第4）。

なお、略語等は、本書面で新たに定めるもののほかは、従前の例による。

## 第1 事案の概要等

### 1 事案の概要

本件は、原告が、被告奈良市及び被告国（以下、併せて「被告ら」という。）が、令和5年1月30日付けで被告奈良市と奈良地本との間で締結した「奈良市自衛官等募集に係る住民基本台帳の一部の写しの提供に関する覚書」を締結し（甲第7号証。以下、同覚書を「本件覚書」といい、これを締結した行為を「本件覚書締結行為」という。）、これに基づき、被告奈良市が、被告国に対し、令和6年度の自衛官及び自衛官候補生（以下「自衛官等」という。）の募集のために、原告の氏名、住所、生年月日、性別に係る情報（以下、これら4つの個人情報情報を「個人4情報」という。）を提供したこと（以下「本件提供行為」という。）が、国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項の適用上違法であり、これにより精神的苦痛を被ったとして、同項に基づき、被告らに対して損害賠償を請求する事案である。

### 2 被告奈良市の主張の要旨

本件覚書締結行為及び本件提供行為は、自衛隊法97条1項及び同施行令120条の規定に基づくもので、奈良市個人情報保護条例（令和4年12月23日条例第49号による廃止前のもの。以下「本件条例」という。甲第17号証）8条1項1号が定める「法令等に定めがあるとき」に当たるから適法であり、被告奈良市長ないし同市職員による本件覚書締結行為及び本件提供行為が、

原告との関係で、職務上尽くすべき注意義務に違反したと評価し得る事情は存在しないから、国賠法1条1項の適用上違法とはならず、原告の主張に理由はない。

以下詳述する。

## 第2 本件の事実経過

### 1 令和3年度までの被告奈良市による奈良地本に対する自衛官等募集のための個人4情報の提供方法

被告奈良市は、令和3年度までは、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）11条1項に基づき、被告奈良市が備える住民基本台帳のうち、募集対象者の個人4情報に係る部分を奈良地本職員に閲覧させ、奈良地本職員がこれを書き写す方法で、募集対象者に係る個人4情報の提供をしていた（甲第6号証1枚目）。

### 2 令和2年12月18日付け閣議決定

内閣は、令和2年の地方分権改革に関する提案募集において、自衛官等の募集に関する事務について、住民基本台帳のうち個人4情報に係る部分の写しを被告国に提出できることの明確化について提案があったことを踏まえ、令和2年12月18日、「自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要な資料の提出を防衛大臣から求められた場合（自衛隊法97条1項及び同法施行令120条）については、市区町村長が住民基本台帳の一部の写しを提出することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。」とする「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」を閣議決定した（甲第2号証及び甲3号証）。

### 3 令和3年2月5日付け防衛省人事教育局人材育成課長及び総務省自治行政局住民制度課長による通知（甲第3号証）

防衛省人事教育局人材育成課長及び総務省自治行政局住民制度課長は、令和

3年2月5日付けで、各都道府県市区町村に対し、「自衛官又は自衛官候補生の募集事務に関する資料の提出について（通知）」を発出し、地方自治法245条の4第1項に基づく技術的助言である旨申し添えた上で、「1 自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる情報（氏名、住所、生年月日及び性別をいう。）に関する資料の提出は、自衛隊法第97条第1項に基づく市区町村の長の行う自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務として自衛隊法施行令第120条の規定に基づき、防衛大臣が市区町村の長に対し求めることができること。」、「2 上記の規定の募集に関し必要な資料として、住民基本台帳の一部の写しを用いることについて、住民基本台帳法上、特段の問題を生ずるものではないこと。」を通知した。

4 奈良地本による被告奈良市に対する募集対象者に係る個人4情報の提出依頼（令和4年12月8日、甲第4号証）

奈良地本は、令和4年12月8日、被告奈良市に対し、「自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる募集対象者情報の提出について（依頼）」を発出し、利用目的を「自衛官及び自衛官候補生の募集事務の遂行のため」とし、自衛官等の募集に関し必要となる、出生年月日が平成13年4月2日から平成14年4月1日までの間の者及び平成17年4月2日から平成18年4月1日までの間の者（日本国籍を有する者に限る。以下「本件募集対象者」という。）の個人4情報が記載された資料の提出を依頼した。

5 本件覚書の締結（令和5年1月30日、甲第7号証）

被告奈良市及び奈良地本は、令和5年1月30日、「自衛隊法施行令第120条に基づく自衛官及び自衛官候補生の募集（中略）のための住民情報（引用者注：住民基本台帳の一部の写し）の提供及び当該住民情報に含まれる個人情報適切な保護を図るため」（1条）、本件覚書を締結した。

同覚書は、2条において、「甲（引用者注：被告奈良市。以下同じ。）は、乙（引用者注：奈良地本。以下同じ。）から自衛隊法施行令第120条に基づ

く住民情報の提出依頼を受け、依頼された住民情報の内容が本業務（引用者注：自衛官等の募集）に必要と認めた場合に限り、住民情報を乙に提供する。」と定め、3条において、「前条の規定により提供する住民情報は、甲が保有する住民情報のうち、乙が指定する年齢範囲の者（日本国籍を有する者に限る。）の住所、氏名、生年月日及び性別とする。」と定め、4条において、「第2条の規定による住民情報の提供は、紙媒体により行うものとする。」と定め、11条において、「乙は、甲から提供された住民情報の利用が終了した際は、当該紙媒体を2次利用出来ないよう確実に破棄するとともに、紙媒体から作成した電子データ等についても利用できないよう消除すること。」と定めていた。

## 6 本件提供行為

被告奈良市は、令和5年1月31日、本件提供行為をする旨決定し（乙第1号証）、同年2月、奈良地本に対し、本件募集対象者のうち、自衛隊への情報提供を望まない者のための除外申請制度に基づいて除外申請手続を行った者を除く者の個人4情報が記載された名簿（以下「本件名簿」という。）について、紙媒体で提供した（甲第6号証1及び2ページ、甲第18号証2及び3ページ）。

## 第3 被告奈良市の主張

### 1 国賠法1条1項所定の違法性の判断枠組み

国賠法1条1項は、「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。」と規定する。

そもそも、公権力の行使は、法令の定める一定の要件と手続の下で国民の権利を侵害することが許容されているから、権利ないし法益の侵害をもって直ちにこれを違法とすることはできず、国賠法1条1項にいう「違法」とは、公権

力の行使に当たる公務員が個々の国民に対して負担する職務上の法的義務に違反することであると解される（職務行為基準説。最高裁昭和60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512ページ、最高裁平成17年9月14日大法廷判決・民集59巻7号2087ページ、最高裁平成27年12月16日大法廷判決・民集69巻8号2427ページ）。

したがって、国賠法1条1項にいう「違法」が認められるためには、公務員が、権利ないし法益を侵害された個々の国民との関係において遵守すべき職務上の法的義務を負っていることを前提とし、かかる法的義務に違反したことが認められる必要がある。

すなわち、国賠法1条1項にいう違法性は、行政処分の効力発生要件に関する違法性とはその性質を異にすべきものであり、当該公務員が職務上尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と当該行為をしたと認め得るような事情がある場合に限り、同項の適用上違法の評価を受けることになるのである（最高裁平成5年3月11日第一小法廷判決・民集47巻4号2863ページ、井上繁規・最高裁判所判例解説民事篇平成5年度（上）377ページ、最高裁平成18年4月20日第一小法廷判決・集民220号165ページ、最高裁平成19年11月1日第一小法廷判決・民集61巻8号2733ページ、最高裁令和4年9月8日第一小法廷判決・集民269号1ページ、最高裁令和5年10月26日第一小法廷判決・判例タイムズ1517号54ページ）。

そして、当該公務員の行為が国賠法1条1項の適用上「違法」であることは請求原因事実に該当するから、原告において、当該公務員の職務上の法的義務違反を基礎づける事実を主張立証しない限り、上記の「違法」は認められず、そのため、被告が国家賠償責任を負うことはない（東京高裁平成11年4月26日判決・訟務月報46巻3号937ページ。なお、同判決は上告棄却及び上告不受理決定が確定している（最高裁平成12年2月29日第三小法廷決定）。前掲最高裁判所判例解説民事篇平成5年度（上）114ページ）。

## 2 本件覚書締結行為及び本件提供行為が国賠法1条1項の適用上違法とはいえないこと

### (1) 原告の主張

原告は、本件覚書締結行為及びそれに基づく本件提供行為が、本件条例8条1項1号に違反し、自衛隊への情報提供除外申請制度（以下「除外申請」という。）によりその違法性が阻却されるわけではないことを理由に、本件覚書締結行為及び本件提供行為が国賠法1条1項の適用上違法である旨主張する（訴状20ないし29ページ）。

### (2) 被告奈良市の主張

#### ア 本件条例8条1項1号の「法令等に定めがあるとき」の意義について

##### (7) 「法令等に定めがあるとき」の意義

本件条例8条は、1項柱書において、「実施機関（引用者注：市長、公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会等を指す（本件条例2条1号））は、利用目的の範囲を超えた当該実施機関以外のものへの保有個人情報の提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。」とした上、外部提供ができる場合の1つとして、1号で「法令等に定めがあるとき」と規定する。

この点、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）と本件条例の目的が、いずれも個人情報の適正な取扱いに関して、行政事務の適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護する点にあり（個人情報保護法1条、本件条例1条）、本件条例8条1項1号と同様の規定が個人情報保護法69条1項にも存することからすると、本件条例8条1項1号の「法令等」の解釈に当たっては、行政機関等の個人情報の適正な取扱いを確保することを目的として、個人情報保護委員会により具体的な指針として定められた「個人情報の保護に関する法律

についてのガイドライン」(以下「個人情報保護法ガイドライン」という。)のうち「行政機関等編」(乙第2号証)を参考にすべきである。

そして、個人情報保護法ガイドライン(行政機関等編)は、個人情報保護法69条1項に定める「法令に基づく場合」について、「法令に基づく情報の利用又は提供が義務付けられている場合のみならず、法令に情報の利用又は提供の根拠規定がおかれている場合も含むと解される。」としているから(乙第2号証29ページ)、本件条例8条1項1号の「法令等」も、個人情報保護法69条1項の「法令に基づく場合」と同様、当該情報の利用又は提供に関する根拠規定があれば足り、当該情報の利用又は提供が義務付けられている必要はないと解すべきである。

(イ) 「法令等に定めがある場合」に該当するには高度の公益性が求められるとする原告の主張には理由がないこと

原告は、個人情報保護法ガイドライン(通則編)が、個人情報保護法18条3項の定める「法令に基づく場合」の具体例として、警察による捜査関係事項照会や裁判官の発する令状に基づく捜査に対応する場合等を挙げていることを理由に、「法令等」は明確な法令の定めがあることを前提に、高度な公益性に基づくものでなければならぬと主張する(訴状22及び23ページ)。

しかしながら、個人情報保護法18条3項は、個人情報取扱事業者(同法16条2項)の個人情報の取扱いに関して定める規定であり、同項の解釈は、本件条例8条1項1号の「法令等に定めがある場合」の解釈に当たって用いられるものではない。

そして、前記(ア)のとおり、個人情報保護法ガイドライン(行政機関等編)は、同法69条1項の「法令に基づく場合」について、「法令に基づく情報の利用又は提供が義務付けられている場合のみならず、法令に情報の利用又は提供の根拠規定がおかれている場合も含むと解され

る」としており、同条項の解釈において原告の主張するような高度の公益性がある場合に限られるとする記載はされていない。

したがって、本件条例8条1項1号の「法令等に定めがある場合」について、高度な公益性に基づくものに限定されるとする原告の主張は、独自の見解を述べるものにすぎず、理由がない。

イ 本件覚書締結行為及び本件提供行為は、自衛隊法97条及び同施行令120条の規定に基づくものであること

自衛隊法97条1項は、「都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う。」と定め、同項に基づき定められた同施行令120条は、「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」と定めているところ、本件覚書締結行為及び本件提供行為は、自衛隊法97条1項及び同施行令120条に基づくものであり、「法令等に定めがある場合」（本件条例8条1項1号）に該当する。この点については、令和6年9月30日付け被告国第1準備書面（以下「被告国第1準備書面」という。）第5の2(2)イ及びウ（16ないし20ページ）のとおりであるから、これを援用する。

ウ 小括

以上のとおり、本件覚書締結行為及び本件提供行為は、自衛隊法97条1項及び同施行令120条の規定に基づくもので、本件条例8条1項1号の「法令等に定めがある場合」に該当するから適法であり、被告奈良市長ないし同市職員が、原告との関係で、職務上尽くすべき注意義務に違反したと評価し得る事情は存在しないから、国賠法1条1項の適用上違法とはならない。

3 被告奈良市は、住基法11条1項を直接の根拠として本件覚書締結行為及び

本件提供行為を行ったものではないこと

(1) 原告の主張

原告は、令和5年4月25日に行われた奈良市議会市民環境委員会（以下「市民環境委員会」という。）における被告奈良市の答弁を理由に、被告奈良市が住基法11条1項の規定に基づいて本件名簿を奈良地本に提供していると解した上で、同項は根拠とならない旨主張する（訴状23ページ）。

(2) 被告奈良市の主張

原告は、被告奈良市の「住民基本台帳法第11条第1項の規定に基づき提供しているため、本人への通知をしていません」との答弁（甲第18号証5ページ）を理由に、被告奈良市が住基法11条1項を根拠に本件名簿を提供していると解するようであるが、原告が根拠とする被告奈良市の上記答弁は、質問者から、募集対象者全員に直接通知をして開示拒否の意向を確認すべきではないか、との質問に対して、「本人への通知をしていません」という結論を述べた際の理由を述べる部分であり、本件名簿を奈良地本に提供した法的根拠を問われた際にその根拠についての見解を述べたものではない。

被告奈良市（答弁者は市民課長）の市民環境委員会における以下の答弁からすれば、被告奈良市が自衛隊法97条1項及び同項の委任を受けた自衛隊法施行令120条に基づき本件名簿を奈良地本に提供していることは明らかである。すなわち、被告奈良市は、「防衛省及び総務省から令和3年2月5日付「自衛官又は自衛官候補生の募集事務に関する資料の提出について」の通知（引用者注：甲第3号証）があり、改めて自衛官及び自衛官候補生の募集に関して必要となる情報に関する資料の提出は、防衛大臣が市町村の長に求めることができること（…）が示されているところです。」、「令和4年12月8日に自衛隊奈良地方協力本部長からの依頼を受け（引用者注：甲第4号証）（…）4情報のみを記載した資料を閲覧名簿として、令和5年2月に紙媒体での提供を初めて行いました。」と答弁しているところ（甲第18

号証1及び2ページ)、甲第3号証及び甲第4号証には、自衛隊法97条1項及び自衛隊法施行令120条に基づく資料提供要請であることが記載されている。また、同委員会において、被告奈良市は、「覚書は(中略)自衛隊法施行令第120条に基づく自衛官及び自衛官候補生の募集のため、住民情報の提供及び当該住民情報に含まれる個人情報の適切な保護を図るため等の取扱いを定めたもの」と答弁している(同号証2ページ)。

以上のとおり、被告奈良市による本件提供行為は、自衛隊法97条1項及び同施行令120条の規定に基づくものである。

したがって、被告奈良市が住基法11条1項を根拠に本件名簿を奈良地本に提供したと解した上で同項が根拠とならない旨をいう原告の主張は、前提を誤ったもので、理由がない。

#### 4 結論

以上のとおり、本件覚書締結行為及び本件提供行為は職務上の法的義務違反評価される余地はなく、国賠法1条1項の適用上違法とはいえない。

### 第4 原告の求釈明に対する回答

#### 1 原告第1準備書面について

##### (1) 求釈明事項

原告は、「被告奈良市及び被告国は、2023年2月に原告を含む募集対象者の個人4情報を紙媒体で提供した事実を認めているが、その日付がいまだに不明である。そこで、被告奈良市及び被告国は、当該紙媒体の提供が2月の何日だったのかを明らかにされたい。」旨申し立てている(原告第1準備書面2ページ)。

##### (2) 被告奈良市の回答

前記第2の6のとおり、被告奈良市が奈良地本に対して本件提供行為をした時期について、令和5年2月との限度で把握しており、現時点で具体的な

日付の特定は困難である。

なお、被告奈良市は、奈良地本に対し、本件募集対象者に係る個人4情報を紙媒体で提供した事実は認めているが（令和6年6月28日付け被告奈良市の答弁書（以下「被告奈良市答弁書」という。））、提供した資料に原告に係る個人4情報が含まれていたことを認識していたとの趣旨を含むものではない。

## 2 原告第2準備書面について

### (1) 原告第2準備書面第2の1（5ページ）について

#### ア 求釈明事項

原告は、「被告奈良市は、原告の個人4情報を自衛隊奈良地本に提供したこと、その時点（2023年2月）で原告が未成年であったことを認識していたものと理解」しているが、「かような理解で間違いがないか、念のため確認させていただきたい。」旨申し立てている。

#### イ 被告奈良市の回答

被告奈良市は、令和5年2月当時、奈良地本に対し、本件募集対象者で、かつ、除外申請をしていない者の個人4情報を提供した事実は認めるものの、その際、本件名簿に原告の個人4情報が含まれていたか否かを個別具体的に確認をしたわけではないから、被告奈良市答弁書第2の1(1)及び2（2及び3ページ）における認否は、被告奈良市が、本件提供行為の当時、原告が未成年者であったことを認識していたという趣旨を含むものではない。

### (2) 原告第2準備書面第2の2（6ページ）について

#### ア 求釈明事項

原告は、「原告の請求原因第5の1（引用者注：自衛隊法97条1項にいう自衛官及び自衛官候補生について（訴状12及び13ページ））（中略）の主張は、名簿提供が例外的に許容される97条1項の「自衛官」と

は何かという事実認定の問題であり、その意味と適用範囲の明確化は、本件名簿提供の目的の適法性判断のうえで必要不可欠である」から、「請求原因の第5について認否し、被告奈良市としての認識を明確にされたい。」旨申し立てている。

#### イ 被告奈良市の回答

被告奈良市の「自衛官」の認識が、被告奈良市の本件党書締結行為及び本件提供行為が国賠法1条1項の適用上違法かどうかという本件の争点とどのように関係するのかが不明であるため、回答の要を認めない。

以上